

今求められて
いるのは

職業能力 開発推進者です!

事業内における職業能力開発計画を積極的に実施し、新たな価値を創造することで企業の発展・拡大へとつなげていくためには、それらの担い手となるべき“職業能力開発推進者”が今、真に求められています!

効 果的に役割を遂行するために 次のような方の選任が望めます。

事業内の能力開発を推進し、企業力の向上へとつなげる重要な存在である“職業能力開発推進者”を事業主が選任することは、「厚生労働省令」によっても求められています。

十分な役割を果たすためにも、当該事業所の労働者の職業能力の開発及び向上に関する措置の企画及び実施について所要の権限を有する方の内から選任されることが望めます。

よって…

教育訓練部門の組織が確立されている事業所にあつては当該組織の部課長、それ以外の事業所にあつては労務・人事担当部課長等が選任されることが望まれています。

具 体的に期待されている役割は…

- 1 事業内における職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務。**
効率・効果的に職業能力の開発を進めていくには、自社に最適な職業能力開発計画を作成することが何よりの近道となります。時代の要請と変化を捉え、考え抜いたうえで本当に必要な職業能力開発計画を作成し、さらに実施の推進をしていただきます。
- 2 当該事業所の労働者に対し、職業能力開発に関する相談、指導、周知等の業務。**
従業員からの能力開発に関する様々な相談などに対して、キャリア・コンサルティング技法を活用し、効果的な指導と助言を行い、問題解決を図りつつキャリアアップへとつないでいただきます。
- 3 国、都道府県、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会との連絡に関する業務。**
職業能力開発行政機関との連絡を円滑に行い、自社に有益な能力開発に関する情報を積極的に入手していただきます。

職業能力開発推進者については、
最寄りの都道府県職業能力開発協会までお問い合わせください
<http://www.javada.or.jp/kyoukai/itiran.html>

バックアップします。

職業能力開発推進者の役割を十分果たしていただくため、国は、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会に委託し、様々な支援体制を整えています。

職業能力開発 推進者講習 の実施

事業内における職業能力開発計画の作成、実施に関する業務には・・・。

事業内職業能力開発計画の具体的な作成方法や進め方、キャリア形成促進助成金の受給手続等に関して必要な知識についての講習に参加いただけます。

従業員の職業能力開発に関する相談、指導、周知等の業務には・・・。

周知等に要する知識、従業員に対するキャリア・コンサルティング技法に関して必要な知識や技法についての講習に参加いただけます。

能力開発情報 システム(ADDS)・ キャリア形成 推進マガジン

キャリア形成、人材育成、職業能力開発等の情報、さらに地域に密着した職業能力開発関連情報等をインターネットによって簡易に入手できます。

➔<http://www.adds.javada.or.jp/>

職業能力開発 サービス センター

職業能力開発の推進を図るため様々な無料のサービスを行っています。職業能力開発推進者の方の質問・疑問に対し、お電話、企業訪問というかたちでもご相談をお受けしています。皆様のご利用をお待ちしています。

選 任届を都道府県職業能力開発協会にご提出下さい。

平成13年10月1日より職業能力開発推進者の選任届の様式が定められ、都道府県職業能力開発協会が受付けることになりました。なお、キャリア形成促進助成金を受給するためには、選任届を提出し、その写しを添付することが必要になりましたのでご注意ください。

職業能力開発 推進者 の選任基準

- 職業能力開発推進者の選任は、事業所単位ごとに1名以上の職業能力開発推進者を選任する“**事業所単独選任**”が基本です。
- 常時雇用する労働者数が100人以下の小規模な事業所等にあつて、当該事業所に専任の職業能力開発推進者を選任することが適切でない場合は、本社の職業能力開発推進者が事業所の職業能力開発推進者を兼ねる“**本社選任**”を行うこともできます。
- 2以上の事業主が共同して職業訓練を行う場合、その他事業主がその雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を共同して図る場合については、ある事業所の方が代表して複数の事業所等の職業能力開発推進者を兼ねる“**共同選任**”を行うこともできます。グループ企業や関連企業、支店、営業所もしくは事業所等が共同して行う場合もあてはまります。